

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(構造設備の基準)</p> <p>第1条の2 旅館業法施行令第1条第1項第8号、同条第2項第7号及び同条第3項第5号の規定による施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 旅館・ホテル営業</p> <p>イ 洗面所は、<u>不浸透性材料（タイル、コンクリートその他水が浸透しないものをいう。以下同じ。）又は厚板で作られ、かつ、十分な数の水栓を有すること。</u></p> <p>ロ 一略一</p> <p>ハ 収容定員数以上の数量の寝具を<u>備え、その格納室を設けること。</u></p> <p>(2) 簡易宿所営業</p> <p>イ <u>階層式寝台を設ける場合にあつては、幅0.9メートル以上、長さ1.8メートル以上のものとする。</u></p> <p>ロ <u>洗面所は、不浸透性材料又は厚板で作られていること。</u></p> <p>ハ 一略一</p> <p>ニ <u>収容定員数以上の数量の寝具を備え、その格納室を設けること。</u></p> <p>(3) 下宿営業</p> <p>イ <u>一客室の有効床面積は、4.5平方メートル以上であること。</u></p> <p>ロ <u>洗面所は、不浸透性材料又は厚板で作られていること。</u></p> <p>ハ 一略一</p> <p>ニ <u>下宿者の需要を満たす寝具等の格納場所を設けること。</u></p> <p>(衛生措置の基準)</p>	<p>(構造設備の基準)</p> <p>第1条の2 旅館業法施行令第1条第1項第8号、同条第2項第7号及び同条第3項第5号の規定による施設の構造設備の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 旅館・ホテル営業</p> <p>イ 洗面所は、<u>十分な数の水栓を有すること。</u></p> <p>ロ 一略一</p> <p>ハ 収容定員数以上の数量の寝具を<u>備えること。</u></p> <p>(2) 簡易宿所営業</p> <p>イ 一略一</p> <p>ロ <u>収容定員数以上の数量の寝具を備えること。</u></p> <p>(3) 下宿営業</p> <p>イ 一略一</p> <p>ロ <u>下宿者の需要を満たす寝具を備えること。</u></p> <p>(衛生措置の基準)</p>
<p>第4条 法第4条第2項の規定による衛生措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) <u>営業施設の採光及び照明については、次の基準による照度を有すること。</u></p> <p>イ <u>客室、応接室及び食堂 40ルクス以上</u></p> <p>ロ <u>調理場及び配ぜん室 50ルクス以上</u></p> <p>ハ <u>浴室、洗面所及び便所 20ルクス以上</u></p> <p>ニ <u>廊下及び階段 10ルクス以上（深夜においては、5ルクス以上）</u></p> <p>(3) 一略一</p>	<p>第4条 法第4条第2項の規定による衛生措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 一略一</p>

(4) 客室の収容定員は、次の基準によるものとし、各室の入口にこれを表示しておくこと。

イ 旅館・ホテル営業及び下宿営業

客室の有効床面積3.3平方メートルについて1人

ロ 簡易宿所営業

客室の有効床面積1.6平方メートルについて1人

(5) 寝具類は、次の基準によること。

イ 一略一

ロ 寝具類は、常に清潔にし、時々日光にさらすこと。

(6) 便所は、次の基準によること。

イ 便つぼの汚物は、充滿する前にくみ取ること。

ロ くみ取り口は、常に密閉しておくこと。

ハ 手洗設備の水は、常に清潔にしておくこと。

(7)～(12) 一略一

2 知事は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設のうち、季節的に利用されるもの、交通が著しく不便な地域にあるもの、修学旅行等の団体を宿泊させるものその他特別の事情があると認められるものについては、前項第2号及び第4号に規定する基準に関し、必要な特例を定めることができる。

3 知事は、公衆衛生上支障がないと認められる入浴設備については、第1項第10号に定める基準の一部を適用しないことができる。

別表第1

1 浴槽及び洗場は、不浸透性材料又は厚板で作られており、浴槽は、洗場から汚水が流入しない構造であり、共同の入浴設備にあつては、洗場に隣接して脱衣室を有し、その境には、戸が設置されていること。

2～10 一略一

(3) 寝具類は、次の基準によること。

イ 一略一

ロ 寝具類は、常に清潔に保つこと。

(4) 便所の手洗設備の水は、常に清潔にしておくこと。

(5)～(10) 一略一

2 知事は、公衆衛生上支障がないと認められる入浴設備については、第1項第8号に定める基準の一部を適用しないことができる。

別表第1

1 浴槽及び洗場は、衛生上支障がないよう清掃が容易に行える構造であり、かつ、浴槽は、洗場から汚水が流入しない構造であり、共同の入浴設備にあつては、洗場に隣接して脱衣室を有し、その境には、戸が設置されていること。

2～10 一略一

附則第2項関係（公衆浴場法施行条例等の一部を改正する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
附 則	附 則
1 一略一 (経過措置)	1 一略一 (経過措置)

2～7 一略一

8 既存旅館等でその入浴設備が新旅館条例別表第1第5項の基準に適合しないものについては、同項の規定は、当該入浴設備の改修又は増築が行われるまでの間は、適用しない。この場合における入浴設備に係る旅館業法第4条第2項の規定による措置の基準は、新旅館条例第4条第1項第9号及び第10号に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1)及び(2) 一略一

9～11 一略一

2～7 一略一

8 既存旅館等でその入浴設備が新旅館条例別表第1第5項の基準に適合しないものについては、同項の規定は、当該入浴設備の改修又は増築が行われるまでの間は、適用しない。この場合における入浴設備に係る旅館業法第4条第2項の規定による措置の基準は、旅館業法施行条例第4条第1項第7号及び第8号に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1)及び(2) 一略一

9～11 一略一